

埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

令和3年4月1日

選管告示第1号

埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程（平成19年広域連合選挙管理委員会告示第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第194条の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長の選挙）

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、委員の全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。

（委員長の臨時職務代理）

第3条 前条の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

（委員長の任期）

第4条 委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長が欠けたときの選挙）

第5条 委員会は、委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

（委員長職務代理者の指定）

第6条 委員長は、法第187条第3項の規定により、委員長の職務を代理する委員（以下「委員長職務代理者」という。）をあらかじめ指定しておかなければならない。

(委員長等の退職の手續)

第7条 委員長が退職しようとするときは委員長職務代理者に、委員又は補充員が退職しようとするときは委員長にその旨を文書で届け出なければならない。

(委員等の欠格事項等に関する届出)

第8条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき又は政党その他の政治団体に新たに属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

(委員長等の氏名等の告示)

第9条 委員会は、委員長が選挙され、若しくは委員長職務代理者が指定されたとき又は委員に異動があったときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員会の招集)

第10条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、会議の場所、日時及び議題を付記した文書により委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 委員が委員会の開催の請求をするときは、文書をもってし、会議に付すべき事件を示して、これを委員長に提出しなければならない。

3 委員の改選後最初に行われる委員会の招集は、年長の委員がこれを行う。

(欠席の届出)

第11条 委員長又は委員が委員会に出席できないときは、委員長にあっては委員長職務代理者に、委員にあっては委員長にあらかじめその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席)

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(会議録の調製)

第13条 委員長は、書記をして会議録を調製させ、出席委員の氏名及び会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。

2 前項の会議録には、出席委員全員が署名しなければならない。

(委員長の専決)

第14条 委員会の権限に属する軽易な事項は、委員長において専決処分することができる。

2 前項の規定により、専決処分をしたときは、委員長は、次の会議において報告しなければならない。

(職員)

第15条 委員会に書記長及び書記を置く。

2 書記長は、広域連合事務局総務課長をもってこれに充てる。

3 書記は、広域連合事務局総務課総務企画担当職員の中から充てる。

(告示等の方法)

第16条 委員会及び委員長の行う告示は、埼玉県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年広域連合条例第2号）の例により行う。

(公印)

第17条 委員会及び委員長の印は別表のとおりとする。

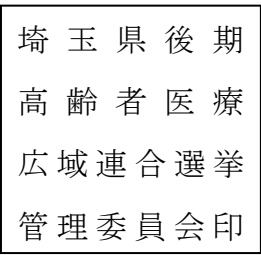
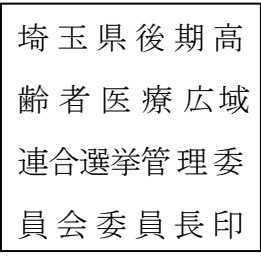
(準用)

第18条 委員会の事務処理については、この規程に定めるもののほか、広域連合事務局の例による。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	管理者
埼玉県後期高齢者 医療広域連合選挙 管理委員会印	方24		選挙管理委員会 名をもって発す る公文書用	書記長
埼玉県後期高齢者 医療広域連合選挙 管理委員会委員長 印	方24		選挙管理委員会 委員長名をもつ て発する公文書 用	書記長